

兵庫県公報

令和4年12月23日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第9号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月23日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第37条第22項中「100分の92」を「100分の96」に、「100分の190」を「100分の200」に、「100分の112」を「100分の116」に、「100分の230」を「100分の240」に改め、同条第23項中「100分の43.5」を「100分の45.5」に、「100分の53.5」を「100分の55.5」に改める。

別表第20昇格後の号給の欄中

「	「
26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29

31		29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34	を	32
35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35
38		36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43		41

に改める。

別表第20の2昇格後の号給の欄中

26	19
27	20
28	20
29	21
29	21
29	22
30	22

25	19
26	20
26	20
27	21
27	21
28	21
28	22

30	23
30	23
31	24
31	24
31	25
32	25
32	25
32	26
33	26
33	26
34	27
34	27
35	27
35	28
36	28
36	28
37	29
37	30
38	31
38	32
39	33
39	33
40	33
40	33
41	34
42	34
43	34
44	34
45	35
45	35
46	35
46	35
47	36

を

29	22
29	22
30	23
30	23
31	23
31	24
32	24
32	24
33	25
33	25
34	26
34	26
35	27
35	27
36	28
36	28
37	29
37	30
38	31
38	32
39	33
39	33
40	33
40	33
41	34
41	34
42	34
42	34
43	35
43	35
44	35
44	35
45	36

に改める。

47	36	46	36
48	36	47	36
48	36	48	36
49	37	49	37
50		50	
51		51	
52		52	
53		53	
54		53	
55		54	
56		54	
57		55	
57		55	
57		56	
58		56	
58		57	

別表第20の3昇格後の号給の欄中

28	27
28	27
29	28
29	28
29	28
29	28
29	28
30	29
30	29
30	29
30	30
31	30
31	30
31	31
31	31
32	31

を に改める。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「(以下「再任用職員」という。)」の右に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)」の右に「第2条第2項、」を加える。

第20条の2第1項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第3条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第20の6降格後の号給の欄中

58		59	
60		62	
62		65	
64		68	
66		70	
68		72	
70		74	
72		76	
74	を	78	に改める。
76		80	
78		82	
80		84	
82		86	
84		88	
86		90	
88		92	
90		93	
92		93	

別表第20の7降格後の号給の欄中

46	58	46	59
48	60	48	62
50	62	50	65
52	64	52	68
53	67	54	70
54	70	56	72
55	73	58	74

56	76
59	77
62	78
65	79
68	80
70	84
72	88
74	92
76	96
78	97
80	97
82	97
84	97
85	97
86	97
87	97
88	97
90	97
92	97
94	97
96	97
97	97
98	97
99	97
100	97
101	97
102	97
103	97
104	97
107	97

を

60	76
62	77
64	78
66	79
68	80
70	84
72	88
74	92
76	96
78	97
80	97
82	97
84	97
86	97
88	97
90	97
92	97
93	97
94	97
95	97
96	97
97	97
98	97
99	97
100	97
102	97
104	97
106	97
108	97
109	97

に改める。

別表第20の8降格後の号給の欄中

50	52
----	----

52	を	56	に改める。
56		59	
60		62	
64		65	

別表第20の9降格後の号給の欄中

23	を	23	に改める。
24		25	
26		26	

別表第20の10降格後の号給の欄中

60	を	60	に改める。
60		61	
61		61	

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第43条第20項中「100分の92」を「100分の96」に、「100分の190」を「100分の200」に改め、同条第21項中「100分の43.5」を「100分の45.5」に改める。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給7,398円、2号給7,465円、 3号給7,533円、4号給7,600円、5号給7,672円、 6号給7,758円、7号給7,839円、8号給7,920円、 9号給7,996円、10号給8,091円、11号給8,181円、 12号給8,266円、13号給8,352円、14号給8,446円、 15号給8,541円、16号給8,635円、17号給8,734円、 18号給8,838円、19号給8,950円
2 級	11,100円。ただし、1号給8,109円、2号給8,203円、 3号給8,298円、4号給8,397円、5号給8,487円、 6号給8,577円、7号給8,671円、8号給8,766円、 9号給8,865円、10号給8,982円、11号給9,099円、 12号給9,216円、13号給9,333円、14号給9,409円、 15号給9,481円、16号給9,558円、17号給9,639円、 18号給9,711円、19号給9,787円、20号給9,859円、 21号給9,940円、22号給10,026円、23号給10,111円、 24号給10,197円、25号給10,264円、26号給10,354円、 27号給10,444円、28号給10,534円、29号給10,615円、 30号給10,737円、31号給10,858円、32号給10,980円、 33号給11,097円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1号給7,398円、2号給7,465円、 3号給7,533円、4号給7,600円、5号給7,672円、 6号給7,758円、7号給7,839円、8号給7,920円、 9号給7,996円、10号給8,091円、11号給8,181円、 12号給8,266円、13号給8,352円
2 級	11,000円。ただし、1号給8,109円、2号給8,203円、 3号給8,298円、4号給8,397円、5号給8,487円、 6号給8,577円、7号給8,671円、8号給8,766円、 9号給8,865円、10号給8,982円、11号給9,099円、 12号給9,216円、13号給9,333円、14号給9,409円、 15号給9,481円、16号給9,558円、17号給9,639円、 18号給9,711円、19号給9,787円、20号給9,859円、 21号給9,940円、22号給10,026円、23号給10,111円、 24号給10,197円、25号給10,264円、26号給10,354円、 27号給10,444円、28号給10,534円、29号給10,615円、 30号給10,737円、31号給10,858円、32号給10,980円

別表第15の2昇格後の号給の欄中

「		「	
46		45	
46		46	
47		46	
47		46	
48		47	
48		47	
49	を	47	に、
49		48	
50		48	
50		48	
51		49	
51		50	
52		51	
」		」	
「		「	
58		57	
59		58	
60		58	
61		59	
」		」	

61		59
62		60
62		60
63		61
63		61
64		62
64	を	62
65		63
65		63
65		64
66		64
66		65
66		65
67		66
67		66
67		67
68		67

に改める。

別表第15の3昇格後の号給の欄中

42		41
42		42
43		42
43		42
44		43
44		43
45		43
45	を	44
45		44
46		44
46		45
46		45
47		46

に、

47
47
48

46
47
47

「

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60

「

49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
58
59

を に改める。

第5条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「(以下「再任用職員」という。)」の右に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)」の右に「第2条第2項、」を加える。

第19条の2第1項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第6条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第15の4降格後の号給の欄中

「

58
60

「

59
62

62	を	65	に、
64		68	
66		69	
68		70	
70		71	

81	を	82	に改める。
82		84	
83		86	
84		88	
86		90	
88		92	
90		94	
92		96	
95		98	
98		100	
101		102	

別表第15の5降格後の号給の欄中

50	を	51	に改める。
52		54	
54		57	
56		60	
59		62	
62		64	
65		66	
68		68	
69		70	
70		72	
71		74	
72		76	
74		78	

76	80
78	82
80	84
82	85
84	86
86	87

」 」

附則別表第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	6,300円。ただし、1号給5,179円、2号給5,224円、 3号給5,274円、4号給5,319円、5号給5,373円、 6号給5,431円、7号給5,485円、8号給5,544円、 9号給5,598円、10号給5,665円、11号給5,728円、 12号給5,787円、13号給5,845円、14号給5,913円、 15号給5,980円、16号給6,043円、17号給6,115円、 18号給6,187円、19号給6,264円
2 級	7,800円。ただし、1号給5,674円、2号給5,742円、 3号給5,809円、4号給5,877円、5号給5,940円、 6号給6,003円、7号給6,070円、8号給6,138円、 9号給6,205円、10号給6,286円、11号給6,367円、 12号給6,453円、13号給6,534円、14号給6,588円、 15号給6,637円、16号給6,691円、17号給6,745円、 18号給6,799円、19号給6,853円、20号給6,903円、 21号給6,957円、22号給7,020円、23号給7,078円、 24号給7,137円、25号給7,186円、26号給7,249円、 27号給7,312円、28号給7,375円、29号給7,429円、 30号給7,515円、31号給7,600円、32号給7,686円、 33号給7,767円

附則別表第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	5,900円。ただし、1号給5,179円、2号給5,224円、 3号給5,274円、4号給5,319円、5号給5,373円、 6号給5,431円、7号給5,485円、8号給5,544円、 9号給5,598円、10号給5,665円、11号給5,728円、 12号給5,787円、13号給5,845円
2 級	7,700円。ただし、1号給5,674円、2号給5,742円、 3号給5,809円、4号給5,877円、5号給5,940円、 6号給6,003円、7号給6,070円、8号給6,138円、 9号給6,205円、10号給6,286円、11号給6,367円、 12号給6,453円、13号給6,534円、14号給6,588円、 15号給6,637円、16号給6,691円、17号給6,745円、 18号給6,799円、19号給6,853円、20号給6,903円、 21号給6,957円、22号給7,020円、23号給7,078円、 24号給7,137円、25号給7,186円、26号給7,249円、 27号給7,312円、28号給7,375円、29号給7,429円、 30号給7,515円、31号給7,600円、32号給7,686円

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第18号中「同日以後1年を経過する日までの期間内」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日までの期間内」に改め、同号ア中「勤続年数が20年に達した場合」を「勤続年数が20年に達した場合 10年を経過する日の属する年の3月31日」に改め、同号イ中「勤続年数が30年に達した場合」を「勤続年数が30年に達した場合 定年に達する日以後における最初の3月31日（地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日）」に改める。

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項第18号イ中「(地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日)」を「(職員の定年等に関する条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員にあっては、同条例第12条に規定する定年退職日相当日)」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第9条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

11 育児短時間勤務職員等に対する特地条例附則第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同項中「乗じて得た額」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの	乗じて得た額を同日現在における算出率で除して得た額
育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの	乗じて得た額に算出率を乗じて得た額
育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの	乗じて得た額を同日現在における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額

12 育児短時間勤務職員等に対する特地条例附則第3項の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同項中「乗じて得た額」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの	乗じて得た額を同日現在における算出率で除して得た額
育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの	乗じて得た額に算出率を乗じて得た額
育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの	乗じて得た額を同日現在における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第5条及び第7条の規定 令和5年1月1日
 - (2) 第3条、第6条、第8条、第9条及び附則第9項の規定 令和5年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正後の職員給与規則」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第4条改正後の教員給与規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
 (給料表の改定に伴う経過措置)
- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条改正後の職員給与規則又は第4条改正後の教員給与規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正前の職員給与規則」という。）又は第4条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第4条改正前の教員給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第1条改正後の職員給与規則又は第4条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第1条改正前の職員給与規則又は第4条改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
 (職員の勤勉手当の特例)
- 5 第1条改正後の職員給与規則第37条第22項の規定の適用については、令和4年4月1日から令和5年11月30日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第37条第22項 第1号	100分の96超100分の200以下（条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の116超100分の240以下）	100分の97超100分の200以下（条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の117超100分の240以下）
第37条第22項 第2号	100分の96（特定幹部職員にあつては、100分の116）	100分の97（特定幹部職員にあつては、100分の117）
第37条第22項 第3号	100分の96未満（特定幹部職員にあつては、100分の116未満）	100分の97未満（特定幹部職員にあつては、100分の117未満）

- 6 第1条改正後の職員給与規則第37条第23項の規定の適用については、令和4年4月1日から令和5年11月

30日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第37条第23項 第1号	100分の45.5超（特定幹部職員にあつては、100分の55.5超）	100分の46超（特定幹部職員にあつては、100分の56超）
第37条第23項 第2号	100分の45.5（特定幹部職員にあつては、100分の55.5）	100分の46（特定幹部職員にあつては、100分の56）
第37条第23項 第3号	100分の45.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の55.5未満）	100分の46未満（特定幹部職員にあつては、100分の56未満）

（教員の勤勉手当の特例）

- 7 第4条改正後の教員給与規則第43条第20項の規定の適用については、令和4年4月1日から令和5年11月30日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第20項 第1号	100分の96超100分の200以下	100分の97超100分の200以下
第43条第20項 第2号	100分の96	100分の97
第43条第20項 第3号	100分の96未満	100分の97未満

- 8 第4条改正後の教員給与規則第43条第21項の規定の適用については、令和4年4月1日から令和5年11月30日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第21項 第1号	100分の45.5超	100分の46超
第43条第21項 第2号	100分の45.5	100分の46
第43条第21項 第3号	100分の45.5未満	100分の46未満

（暫定再任用職員の特別休暇に関する経過措置）

- 9 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第39号）附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。）に対する第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第18号の規定の適用については、同号イ中「定年に達する日」とあるのは「年齢65年に達する日」とする。